

新潟市体育施設等使用料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び新潟市体育施設及び都市公園体育施設使用料徴収規則第5条の規定に基づき、体育施設等使用料の徴収事務委託をしたので、下記のとおり告示する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

1 委託先の名称及び代表者

名称 南区スポーツフィールド運営グループ

代表者 環境をサポートする株式会社きらめき 代表取締役社長 山田 茂孝

2 使用料の徴収事務委託をする施設の名称

- ・新潟市白根野球場

3 委託期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日